

2019年1月31日

特許庁 総務部国際協力課 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
常務理事 池村 治

インドネシア年金の未納付案件の取扱いについての要望

インドネシア特許庁（DGIP）は、出願人に対して2018年8月16日付で未納付年金に関する通知を発行し、その通知には「未納付年金を同通知より6ヶ月以内（2019年2月15日まで）に納付しない場合には、当該出願人の新規出願を受付けない」との内容が記載されております。

この通知を受け、多くの出願人が一斉に納付手続きを行っていることに起因してか、DGIPによる手続きの完了には相当の時間が必要となり、また、DGIPより昨年11月以降もこれまでに発行された通知と同一の発行日や納付期限の通知が継続的に発行されており、納付期限内に手続きを完了することが困難な状況にあります。

また、対象案件並びに納付すべき金額（利子も含めて）が特定されていない通知も発行されており、手続きを履行すること自体が困難な場合も存在しております。

今回の「新規出願を受付けない」という措置については、出願人にとって厳しいものであると言わざるを得ず、措置の見直しが必要であると考えております。

DGIPには下記の対応を実行頂きたく、特許庁様よりの働きかけを切に要望致します。

記

1. DGIPより出願人に対し、年金未納付の全ての案件に関する案件番号と納付すべき金額（利子も含めて）をリスト化した書面を通知
2. 上記の書面を出願人が受領する日を考慮し、新規出願を受付けないとする措置の期限を一律に2019年2月15日までとせず、実態として当局の手続きに要する日数を考慮して、出願人が納付手続きを完了するに十分な納付期限を改めて設定（たとえば、書面をDGIPが送付した日付より12ヶ月等）

インドネシアは、日本企業にとりまして、今後も投資やビジネスを進めていく上で大切な国の一つであり、インドネシア特許出願全体件数の約25%を日本企業が占めています。そのような国で新規出願が受理されないような事態は回避したく、何卒ご協力を宜しくお願い致します。

以上